

公益社団法人岡山県シルバー人材センター連合会
職業紹介事業の運営に関する規程（抜粋）

（手数料）

第19条 連合会が当該事業において徴収する手数料は、職業安定法第32条の3第1項第1号に規定された厚生労働省令で定める上限制手数料とし、その他いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬は受けてはならない。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

（参考） 「紹介手数料」（職業安定法施行規則第20条 別表（抜粋））

- 一 支払われた賃金額の百分の十一に相当する額
- 二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十一に相当する額
- 三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十一に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・八に相当する額のうちいずれか大きい額